

宮崎県公報

平成22年9月13日(月曜日) 第 2217 号

 発
 行
 宮
 崎
 県

 印
 刷
 宮崎市旭1丁目6番25号

発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

小柳印刷株式会社

目 次

区域の指定………………(環境管理課)1

○道路の区域の変更(4件) ……(道路保全課) 1

○道路の供用の開始(4件) ……… (// // //) 2

○歳入の収納の事務の委託…………(建築住宅課) 3

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている

頁

○毒物劇物取扱者試験の実施・・・・・・・・・(医療薬務課) 3

○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市

町村の意見(4件)……(商業支援課)3

公安委員会規則

○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規

内水面漁場管理委員会指示

○漁業法に基づく指示・・・・・・・・・・4

正 誤

○平成22年3月23日付け県公報(号外第16号)中 ……5

3地先まで

告示

宮崎県告示第 611号

公

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり指定する。

平成22年9月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 形質変更時要届出区域

別図のとおり(日向市大字日知屋字古田町81-2の一部、88-2の一部、70の一部、79-2の一部)

(「別図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。)

- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第
 - 1 項に係る基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

宮崎県告示第 612号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年9月13日から平成22年9月27日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 路線 | 道路 | 各の | 路線名 | 区 | 間 | 新旧 | 敷地幅 | 1の 員 | 延 | 長 |
|----|----|----|-------------|-------|------|--------|------|---------|------|---|
| 番号 | 種 | 類 | 始 称石 | | の別 | (メートル) | | (×-1 | ·ル) | |
| | 国道 | | 国道 2 | 都城市 | i今町 | III | 9.8 | ~ | 527. | 0 |
| | | | 69号 | 8953番 | :1地 | | 14.3 | | | |
| | | | | 先から | 同市 | | | | | |
| | | | | 同町90 |)33番 | 新 | 12.9 | \sim | 527. | 0 |

宮崎県告示第 613号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年9月13日から平成22年9月27日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

29.0

| 路線 | 道路の | 路線名 | 区間 | 新旧 | 敷地の幅量 | 延長 |
|----|-----|------------|----------|----|--------|--------|
| 番号 | 種 類 | The Market | | の別 | (メートル) | (メートル) |
| | 国道 | 国道 3 | 東臼杵郡椎 | 旧 | 14.9 ~ | 170.0 |
| | | 27号 | 葉村大字松 | | 37.3 | |
| | | | 尾字野地11 | | | |
| | | | 88番 3 地先 | 新 | 29.5 ∼ | 166.6 |
| | | | から同郡同 | | 68.5 | |
| | | | 村同大字同 | | | |
| | | | 字1192番43 | | | |
| | | | 地先まで | | | |
| | | | | | | |

宮崎県告示第 614号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年9月13日から平成22年9月27日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県公報

| 路線番号 | 道距種 | 各の類 | 路線名 | X | 間 | 新旧の別 | 敷地 幅 (メー | 員 | 延 長 (メートル) |
|------|-----|-----|-------|-----------------------------|------------------------|------|----------------|---|------------|
| 24 | 県道 | 当 | 高鍋高岡線 | 西都市大字 調殿字天神 久保1031番 | | Ш | 14.0 14.8 | ~ | 35.0 |
| | | | | 1 地先 同市同 同字10 2 地先 | ー から 引大字 003番 | 新 | 14.4 16.6 | ~ | 35.0 |

宮崎県告示第 615号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年9月13日から平成22年9月27日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 路線 | 道路の | 路線名 | 区間 | 新旧 | 敷地の 幅 員 | 延 長 |
|-----|-----|-----|----------|----|---------|--------|
| 番号 | 種 類 | | | の別 | (メートル) | (メートル) |
| 207 | 県道 | 岩戸延 | 延岡市北川 | 旧 | 9.0 ~ | 23.0 |
| | | 岡線 | 町川内名字 | | 14.0 | |
| | | | 荒木ヶ内 1 | | | |
| | | | 0506番10地 | 新 | 17.2 ∼ | 23.0 |
| | | | 先から同市 | | 32.6 | |
| | | | 同町川内名 | | | |
| | | | 同字 10506 | | | |
| | | | 番10地先ま | | | |
| | | | で | | | |

宮崎県告示第 616号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年9月13日から平成22年9月27日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| ı | | | | | | | | |
|---|----|-----|----|-------|------|---------|--------------|--|
| | 路線 | 道路 | 各の | 75.45 | | | // matt.// | |
| | 番号 | 種 類 | | 路線名 | 区間 | | 供用開始の期日 | |
| | | 国道 | | 国道 2 | 都城市 | | 平成22年 9 月13日 | |
| | | | | 69号 | 8953 | 番1地 | | |
| | | | | | 先かり | ら同市 | | |
| | | | | | 同町9 | 9033番 | | |
| | | | | | 3 地名 | 先まで | | |
| | | | | | | | | |

宮崎県告示第 617号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年9月13日から平成22年9月27日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 路線 | 道路の | 路線名 | 区間 | 供用開始の期日 | | |
|----|-----|------|----------|--------------|--|--|
| 番号 | 種 類 | 的砂石 | | 供用開始の期日 | | |
| | 国道 | 国道 3 | 東臼杵郡椎 | 平成22年 9 月13日 | | |
| | | 27号 | 葉村大字松 | | | |
| | | | 尾字野地11 | | | |
| | | | 88番 3 地先 | | | |
| | | | から同郡同 | | | |
| | | | 村同大字同 | | | |
| | | | 字1192番43 | | | |
| | | | 地先まで | | | |
| | | | | | | |

宮崎県告示第 618号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年9月13日から平成22年9月27日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 路線番号 | 道路の 種 類 | 路線名 | 区間 | 供用開始の期日 |
|------|---------|-------|---|--------------|
| 24 | 県道 | 高鍋高岡線 | 西都市大字 調殿字天神 久保1031番 1地先から 同市同大字 同字1003番 2地先まで | 平成22年 9 月13日 |

宮崎県告示第 619号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月13日から平成22年 9 月27日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 路線 | 道路 | 各の | 1万~白.夕 | □ □ | BB | /# W # # # # # # # # # # # # # # # # # # | | |
|-----|-----|----|--------|-----|-------------|--|--|--|
| 番号 | 種 類 | | 路線名 | 区間 | 間 | 供用開始の期日 | | |
| 207 | 県道 | | 岩戸延岡線 | , • | 市北川 内名字 | 平成22年9月13日 | | |
| | | | 加州水 | 4 | カロチ ヶ内 1 | | | |

| _ | | | - | |
|---|--|----------|---|------|
| Γ | | 0506番10地 | | |
| l | | 先から同市 | | |
| l | | 同町川内名 | | |
| l | | 同字 10506 | | |
| l | | 番10地先ま | | |
| l | | で | | |
| 1 | | | | |

宮崎県告示第 620号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成22年9月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 委託した収納事務 | 委 託 先 | 委 託 期 間 |
|--|------------------|-----------------------------|
| 宮崎県営住宅を明け 渡した者が滞納して いる住宅使用料、駐 車場使用料及び目的 外使用許可使用料 | ニッテレ債権回 収株式会社 | 平成22年8月6日から 平成23年3月31日まで |

公 告

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第 303号) 第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験(一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験をいう。)を次のとおり実施する。

平成22年9月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 試験の日時
 - 平成22年11月21日(日曜日)午前10時から正午まで
- 2 試験の場所

宮崎市古城町丸尾 100番地

学校法人大淀学園 宮崎産業経営大学

3 受験願書の受付期間

平成22年10月4日(月曜日)から10月15日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

ただし、郵送の場合は、10月15日付けの消印のあるものまで有効とする。

- 4 受験願書の配布場所
 - 県保健所
- 5 その他

詳細については、最寄りの県保健所又は宮崎県福祉保健部医療 薬務課薬務対策室(電話0985 (26) 7060) に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規 定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書 面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年9月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルイチ丸山店

宮崎市丸山1丁目 118番1 他17筆

- 2 意見の概要
 - 意見を有しない
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成22年9月13日から平成22年10月13日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規 定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書 面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年9月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地 クロスモール清武(仮称)
 - 宮崎市清武町正手2丁目32番地 他6筆
- 2 意見の概要 意見を有しない
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成22年9月13日から平成22年10月13日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規 定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書 面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年9月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - マンガ倉庫都城店

都城市吉尾町 840番地

2 意見の概要

意見を有しない

- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成22年9月13日から平成22年10月13日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規 定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書 面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年9月13日

宮崎県公報

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マンガ倉庫都城店

都城市吉尾町 840番地

2 意見の概要

意見を有しない

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課 、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城 県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務 事務所総務商工センター

(2) 期間

平成22年9月13日から平成22年10月13日まで

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成22年9月13日

宮崎県公安委員会委員長 佐 藤 勇 夫

宮崎県公安委員会規則第9号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則(昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後 改正前

(交通規制の対象から除く車両)

第4条 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除く車 第4条 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除く車 両は、次に掲げるとおりとする。

(1) 道路標識等による規制の対象から除く車両

(2) 最高速度の規制の対象から除く車両

ア・イ [略]

ア 緊急自動車

- イ もっぱら交通の取締りに従事する自動車(最高速度の規制 が令第11条に定める速度以下の場合に限る。)
- (3) (4) [略]
- (5) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制対象から除く車両
 - サ 次に掲げる用務に現に使用中の車両で、別記様式第2号の 標章(他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。) を掲示しているもの
 - (ア) [略]
 - (イ) <u>指定車両移動保管機関</u>が行う<u>車両移動保管事務</u>

(ウ)~(セ) 「略]

シ「略〕

 $2 \sim 7$ [略] (交通規制の対象から除く車両)

- 両は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 道路標識等による交通規制(高速自動車国道の本線車道(令第27条の2に規定する本線車道を除く。) にあっては 100キ ロメートル毎時、その他の道路にあっては60キロメートル毎時 を超える最高速度の規制、駐車可の規制及び停車可の規制を除 く。) の対象から除く車両

ア・イ [略]

(2) 最高速度の規制(高速自動車国道の本線車道(令27条の2 に規定する本線車道を除く。) にあっては 100キロメートル毎 時、その他の道路にあっては60キロメートル毎時を超える場合 を除く。) の対象から除く車両 専ら交通の取締りに従事する 白動重

(3) • (4) [略]

- (5) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制対象から除く車両
 - サ 次に掲げる用務に現に使用中の車両で、別記様式第2号の 標章(他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。) を掲示しているもの
 - (ア) [略]
 - (イ) 署長から事務の委託を受けた法人が行う車両移動保管 関係事務

(ウ)~(セ) [略]

シ「略]

2~7 [略]

附則

この規則は、公布の日から施行する。

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 119号

漁業法(昭和24年法律第 267号)第67条第1項及び第 130条第4

項の規定により、内水面共同漁業権第4号の漁場の区域におけるあ ゆの採捕を目的とするやな漁業の操業について、次のとおり指示す

平成22年9月13日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染 矢 忠 孝

(定義)

1 この指示において「やな」とは、竹、石、木等を利用し、さく 河魚類(あゆを含む。)の通路を遮断して水産動植物を採捕する 漁具漁法で、遮断部である堰と魚捕り部である棚とにより構成さ れるものをいう。

(漁場及び統数制限)

- 2 内水面共同漁業権第4号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目 的とするやな漁業(以下「あゆやな漁業」という。)を操業でき る漁場は、次に掲げる漁場で各1統とする。
 - ァ 延岡市大貫町 大貫地先
 - イ 延岡市岡元町 岡元地先
 - ゥ 延岡市北方町 川水流地先

(行使内容の事前届出)

3 漁業権者は、操業開始日の1か月前までに、あゆやな漁業の行 使予定内容を宮崎県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」とい う。)に届出なければならない。

(操業期間)

4 あゆやな漁業の操業期間は、平成22年10月1日以降落簣を設置 した日から連続する50日間とする。

(採捕管理義務)

5 漁業権者は、操業期間中、あゆやな漁業における採捕状況を定期的に確認し、10日ごとに採捕実績及び確認状況を委員会に報告するとともに、操業期間終了後は速やかに操業期間中の採捕実績を取りまとめて、委員会に報告しなければならない。

(増殖義務)

6 漁業権者は、別途指示する第5種共同漁業権に係る増殖指示量 に加え、委員会が別に定める量のあゆを放流しなければならない

なお、放流サイズは、あゆ種苗1尾当たり3グラムから7グラムとする。

7 漁業権者は、平成23年6月30日までに本指示に基づくあゆの放流に関する実績報告書及び漁業権行使料の積算内訳書を提出しなければならない。

(指示の有効期間)

8 この指示の有効期間は、平成22年9月13日から平成23年6月30 日までとする。

正誤

平成22年3月23日付け県公報(号外第16号)中

| ページ | 行 | | 誤 | | 正 | | | | |
|-----|----|--------|----------------------|--------|--------|------------------|---------------|--|--|
| 21 | 52 | | | | | | | | |
| | | 宮崎県固定資 | [略] | | 宮崎県開発事 | [略] | | | |
| | | 産評価審議会 | | | 業特別資金審 | | | | |
| | | 宮崎県市町村 | 市町村の合併の特例等に関す | 総務部市町村 | 議会 | | | | |
| | | 合併推進審議 | る法律(平成16年法律第59号 | 課 | 宮崎県国土利 | 国土利用計画法第38条第1項 | 県民政策部総 | | |
| | | 盘 |) 第59条第3項の規定により | | 用計画審議会 | の規定による県の区域におけ | 合政策課 | | |
| | | | 県が自主的な市町村の合併の | | | る国土利用計画及び土地利用 | | | |
| | | | 推進に関する構想を作成又は | | | 基本計画に係る意見の答申並 | | | |
| | | | 変更するに当たり意見を述べ | | | びに県の区域における国土の | | | |
| | | | る事務及び同法第60条第2項 | | | 利用に関する基本的事項及び | | | |
| | | | <u>の規定による自主的な市町村</u> | | | 土地利用に関する重要事項の | | | |
| | | | の合併の推進に関する重要事 | | | 調査審議に関する事務 | | | |
| | | | 項の調査審議に関する事務 | | 宮崎県土地利 | 国土利用計画法第39条第2項 | 県民政策部総 | | |
| | | | | | 用審査会 | の規定による規制区域の指定 | <u>合政策課</u> | | |
| | | | | | | が相当であることの確認、一 | | | |
| | | | | | | 定の土地取引に係る許可又は | | | |
| | | | | | | 中止勧告に際しての意見の答 | | | |
| | | | | | | 申、審査請求についての裁決 | | | |
| | | | | | | その他その権限に属する事項 | | | |
| | | | | | | <u>の処理に関する事務</u> | | | |
| | | | | | 宮崎県統計審 | 県指定統計条例(昭和31年宮 | 県民政策部統 | | |
| | | | | | 議会 | 崎県条例第26号)第2条の規 | 計調査課 | | |
| | | | | | | 定による県指定統計の指定に | | | |
| | | | | | | 関する事項を調査審議する事 | | | |
| | | | | | | <u>務</u> | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | [略] | | | | |
| | | | | | 宮崎県固定資 | [略] | | | |
| | | | | | 産評価審議会 | | | | |
| | | | | | 宮崎県市町村 | 市町村の合併の特例等に関す | <u>総務部市町村</u> | | |

平成 22 年 9 月 13 日 (月曜日) 第 2217 号

宮崎県公報

| | | | | | 110 | |
|----|----|-----------|-------|--|-----------------|---------------|
| | | | | 合併推進審議 | る法律(平成16年法律第59号 | 課 |
| | | | | 会 |) 第59条第3項の規定により | |
| | | | | | 県が自主的な市町村の合併の | |
| | | | | | 推進に関する構想を作成又は | |
| | | | | | 変更するに当たり意見を述べ | |
| | | | | | る事務及び同法第60条第2項 | |
| | | | | | の規定による自主的な市町村 | |
| | | | | | の合併の推進に関する重要事 | |
| | | | | | 項の調査審議に関する事務 | |
| | | | | | 一人の同正田成のパブッチの | |
| 01 | F0 | | | | | |
| 21 | 52 | cht e ech | [mbz] | - - - - - - - - - - - - - - | [m/r] | |
| | | 宮崎県固定資 | [略] | 宮崎県開発事 | [略] | |
| | | 産評価審議会 | | 業特別資金審 | | |
| | | | | 議会 | | |
| | | | | 宮崎県統計審 | 県指定統計条例(昭和31年宮 | 県民政策部統 |
| | | | | 議会 | 崎県条例第26号)第2条の規 | 計調査課 |
| | | | | | 定による県指定統計の指定に | |
| | | | | | 関する事項を調査審議する事 | |
| | | | | | <u>務</u> | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | 宮崎県国土利 | 国土利用計画法第38条第1項 | 県民政策部中 |
| | | [略] | | 用計画審議会 | の規定による県の区域におけ | 山間・地域政 |
| | | [EMB3 | | /山田 四田成五 | る国土利用計画及び土地利用 | 策課 |
| | | | | | | 火水 |
| | | | | | 基本計画に係る意見の答申並 | |
| | | | | | びに県の区域における国土の | |
| | | | | | 利用に関する基本的事項及び | |
| | | | | | 土地利用に関する重要事項の | |
| | | | | | 調査審議に関する事務 | |
| | | | | 宮崎県土地利 | 国土利用計画法第39条第2項 | 県民政策部中 |
| | | | | 用審査会 | の規定による規制区域の指定 | <u>山間・地域政</u> |
| | | | | | が相当であることの確認、一 | 策課 |
| | | | | | 定の土地取引に係る許可又は | |
| | | | | | 中止勧告に際しての意見の答 | |
| | | | | | 申、審査請求についての裁決 | |
| | | | | | その他その権限に属する事項 | |
| | | | | | の処理に関する事務 | |
| | | | | [略] | | |
| | | | | 宮崎県固定資 | [略] | |
| | | | | | F™□ 1 | |
| | | | | 産評価審議会 | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | ΓmΦ7 | | |
| | | | | [略] | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |